第

2453

REÂDAS リーダァスクラブ 1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 1月 8日 木曜日

号

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 増加償却が認められないケース

②:当社は、24時間営業のファミリーレストランを営んでいます。当社の調理用設備は24時間使用しているため増加償却を行いたいのですが、この設備は耐用年数の適用等に関する取扱通達の「付表五 通常の使用時間が8時間または16時間の機械装置」に掲げられていないため、超過使用時間を算定することができません。

この場合、どのように算定すればよろしいですか?

A:調理用設備は、通常使用時間が24時間となりますので、増加償却を行うことはできません。

【解説】

増加償却の規定を適用する場合、その機械 及び装置について1日当たりの超過使用時間 数を算定する必要があります。その算定の基 礎となる1日当たりの通常の使用時間につい ては、耐用年数の適用等に関する取扱通達の 「付表五 通常の使用時間が8時間または16 時間の機械装置」に掲げられた時間数を使用 することとされています。

そして、同付表に掲げらていない機械及び 装置は1日当りの通常の使用時間を24時間と して扱うことになっています。

ご質問の調理用設備については、同付表に掲げられていませんので、1日当たりの通常の使用時間は24時間となります。したがって1日当たりの超過使用時間は生じる余地がありませんので、増加償却はすることができません。







